

# 富山県中学校体育連盟研究部会規約

## 第 1 章 総 則

第 1 条 富山県中学校体育連盟（以下県中体連とよぶ）規約第 5 条の規程に基づいてこの部会を設ける。

第 2 条 この部会は、富山県中学校体育連盟研究部会と称する。

## 第 2 章 事 業

第 3 条 この部会は、次の事業を処理する。

- 1 競技技術の向上について必要な事項を企画研究し、研修会等の実施の推進に当たる。
- 2 体力増進についての基礎調査および資料収集を行う。
- 3 その他必要事項

## 第 3 章 委 員

第 4 条 この部会は、次の委員をもって構成する。

- 1 各郡市中体連より選出する各 1 名の委員（富山市 3 名、高岡市・射水市 2 名）
- 2 県中体連会長が指名する若干名の委員

## 第 4 章 役 員

第 5 条 この部会に、次の役員を置く。

- |       |     |         |     |
|-------|-----|---------|-----|
| 1 部 長 | 1 名 | 2 委 員 長 | 1 名 |
| 3 委 員 | 若干名 | 4 委 員   | 若干名 |

第 6 条 部長は、県中体連の運動部活動研究協議会で選出し、会務を総理する。

第 7 条 委員長、常任委員は部長が総会に諮って委員の中から選任する。

第 8 条 部長は部会を代表し、かつ部会の会務を処理する。委員長は部長を補佐し、部長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。

## 第 5 章 任 期

第 9 条 役員の任期を 2 カ年とする。

## 第 6 章 部 会

第 10 条 部会の機構及び事業の根本方針その他重要事項については、部会において決定し県中体連運動部活動研究協議会の承認を受ける。

第 11 条 部会は部長が招集する。

## 第 7 章 常 任 部 会

第 12 条 常任部会は部長、委員長並びに常任委員をもって構成する。

第 13 条 常任部会は部長が招集する。

## 付 則

- 1 この研究部は、県中体連へ所定の役員を送る。
- 2 本規程は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。  
昭和 63 年 4 月 1 日改正、同日から施行する。  
平成 10 年 4 月 1 日改正、同日から施行する。  
平成 14 年 4 月 1 日一部改正、同日から施行する。  
平成 17 年 4 月 1 日一部改正、同日から施行する。  
平成 18 年 4 月 1 日一部改正、同日から施行する。